

Citrix データ処理補足契約書

EU 標準契約条項:

モジュール 2(管理者から処理者)

2021 年 9 月 17 日版 Citrix データ処理補足契約書(「DPA」)の第 7 条に従って (以下 Citrix Trust Center <https://www.citrix.com/buy/licensing/citrix-data-processing-agreement.html> に記載)、参照により DPA に組み込まれる本 EU 標準契約条項 (モジュール:管理者から処理者) は、DPA の対象となる本サービスを購入した顧客企業が実行することができます。

標準契約条項

第 1 部

第 1 条

目的と適用範囲

- (a) 本標準契約条項の目的は、個人データの第三国への移転について、個人データの処理に関する自然人の保護および当該データの自由な移転 (EU 一般データ保護規則) に関し 2016 年 4 月 27 日の欧州議会および理事会の規則 (EU) 2016/679 の要件を確実に遵守することです。
- (b) 両当事者:
- (i) 付属書 IA に記載されている (以下、「データ輸出者」)、個人データを移転する自然人または法人、公的機関、代理店またはその他の団体 (以下、「事業体」)、および
 - (ii) データ輸出者から、付属書 IA に記載されている本条項の当事者でもある別の事業体を介して、直接的または間接的に個人データを受け取る第三国の事業体 (以下、各「データ輸入者」)
- は、この標準契約条項 (以下、「本条項」) に同意したものとします。
- (c) 本条項は、付属書 I.B. に記載されている個人データの移転に関して適用されます。
- (d) 本条項の付録は、その中で言及されている付属書を含み、本条項の一部を構成しています。

第 2 条

条項の効果と不変性

- (a) 本条項は、規制 (EU) 2016/679 の第 46 条(1)項および第 46 条(2)(c)項に準拠して、強制力のあるデータ対象者の権利および効果的な法的救済措置を含む適切な保護措置を定めており、また、管理者から処理者および/または処理者から処理者へのデータ移転に関しては、規制 (EU) 2016/679 の第 28 条(7)項に準拠した標準的な契約条項を定めていますが、適切なモジュールを選択すること、または付録の情報を追加または更新することを除き、変更されないことを条件とします。これは、本条項と直接的または間接的に矛盾しないこと、またはデータ対象者の基本的権利または自由を害しないことを条件に、両当事者が、本条項に定められた標準契約条項をより広範な契約に含めること、および/または、他の条項または追加の保護措置を追加することを妨げるものではありません。
- (b) 本条項は、規則 (EU) 2016/679 によってデータ輸出者が担う義務を損なうものではありません。

第3条

第三者受益者

- (a) データ対象者は、以下の例外を除き、データ輸出者および／またはデータ輸入者に対して、第三者受益者として本条項を行使し、実施することができます。
- (i) 第1条、第2条、第3条、第6条、第7条。
 - (ii) 第8条 - モジュール 2。第8.1条(b)、8.9条(a)、(c)、(d) および(e)。
 - (iii) 第9条 - モジュール 2。第9条(a)、(c)、(d) および(e)。
 - (iv) 第12条 - モジュール 2。第12条(a)、(d)、(f)。
 - (v) 第13条。
 - (vi) 第15.1条(c)、(d)、(e)。
 - (vii) 第16条(e)。
 - (viii) 第18条 - モジュール 2。第18条(a) および(b)。
- (b) 第(a)項は、規則 (EU) 2016/679 に基づくデータ対象者の権利を損なうものではありません。

第4条

解釈

- (a) 本条項において、規則 (EU) 2016/679 に定義されている用語が使用されている場合、それらの用語は同規則と同じ意味を持つものとします。
- (b) 本条項は、規則 (EU) 2016/679 の規定に照らして読み、解釈されるものとします。
- (c) 本条項は、規則 (EU) 2016/679 に規定された権利および義務と矛盾する方法で解釈されないものとします。

第5条

階層

本条項と、本条項が合意された時点またはその後締結された両当事者間の関連契約の規定との間に矛盾がある場合は、本条項が優先するものとします。

第6条

移転の内容

移転の詳細、特に移転される個人データの категория および移転される目的は、付属書 I.B.に明記されています。

第7条

ドッキング条項

- (a) 本条項の当事者ではない事業体は、両当事者の合意のもと、付録に記載し、付属書 I.A.に署名することにより、データ輸出者またはデータ輸入者として、いつでも本条項に加わることができます。
- (b) 参加事業体が付属書を記入し、付属書 I.A に署名した時点で、参加事業体は本条項の当事者となり、付属書 I.A での指定に従いデータ輸出者またはデータ輸入者の権利および義務を有するものとします。
- (c) 参加事業体は、当事者となる前の期間において本条項に基づいて生じる権利または義務を有さないものとします。

第2部 - 両当事者の義務

第8条

データ保護に関する保護措置

データ輸出者は、データ輸入者が適切な技術的および組織的措置を実施することにより、本条項に基づく義務を満たす判断のために合理的な努力を行ったことを保証します。

8.1 指示

- (a) データ輸入者はデータ輸出者からの書面の指示のみにより個人データを処理します。データ輸出者は当該指示を契約期間中を通じ出すことがあります。
- (b) データ輸入者は、その指示に従うことができない場合、直ちにデータ輸出者に通知するものとします。

8.2 目的の制限

データ輸入者は、データ輸出者からのさらなる指示がない限り、付属書 I.B.に記載された移転の特定の目的のためにのみ個人データを処理するものとします。

8.3 透明性

要請により、データ輸出者は、両当事者が作成した付属書を含む本条項のコピーをデータ対象者に無料で提供するものとします。付属書 II に規程された方法および個人データを含む、企業秘密またはその他の機密情報を保護するために必要な範囲で、データ輸出者はコピーを共有する前に付録のテキストの一部を再編集することができ、そうしなければデータ対象者がその内容を理解したり権利を行使したりすることができない場合には、意味のある要約を提供しなければなりません。要請により、両当事者はデータ対象者に対し、再編集された情報を明らかにすることなく、可能な範囲で再編集の理由にかかるデータを提供するものとします。本条項は、規則 (EU) 2016/679 の第 13 条および第 14 条に基づくデータ輸出者の義務を損なうものではありません。

8.4 精度

データ輸入者は、受領した個人データが不正確である、または古くなっていることに気付いた場合、データ輸出者に不当な遅延なく通知するものとします。この場合には、データ輸入者はデータ輸出者と協力してデータを消去または修正するものとします。

8.5 処理の期間およびデータの消去または返却

データ輸入者による処理は、付属書 I.B.で指定された期間のみ行われるものとします。処理サービスの提供終了後、データ輸入者はデータ輸出者の選択により、データ輸出者のために処理されたすべての個人データを削除し、その旨をデータ輸出者に証明するか、またはデータ輸出者のために処理されたすべての個人データをデータ輸出者に返却し、既存のコピーを削除するものとします。データが削除または返却されるまで、データ輸入者は本条項の遵守を継続するものとします。データ輸入者に適用される現地法が個人データの返却または削除を禁止している場合、データ輸入者は、これらの条項の遵守を継続し、当該現地法で要求される範囲および期間のみ処理することを保証します。これは、第 14 条、特に第 14 条(e)に基づくデータ輸入者が、データ輸出者が第 14 条(a)に基づく要件に合致しない法律または慣行に該当する、または該当するようになったと信じるに足る理由がある場合、契約期間中にデータ輸出者に通知するという要件を損なうものではありません。

8.6 処理のセキュリティ

- (a) データの輸入者および送信中においてデータの輸出者は、データのセキュリティを確保するために、適切な技術的および組織的措置を実施するものとします。これには、偶発的または違法な破壊、紛失、改ざん、不正な開示またはデータへのアクセスにつながるセキュリティ違反(以下「個人データ違反」)に対する保護も含まれます。適切なセキュリティレベルを評価する際、両当事者は、最新技術、導入コスト、性質、範囲、状況および目的、ならびにデータ対象者の処理に伴うリスクを十分に考慮するものとします。両当事者は、

暗号化または偽名化は、送信中も含め、その方法で処理の目的が達成できる場合に行うものとします。偽名化の場合、個人データを特定のデータ対象者に帰属させるための追加情報は、可能な限り、データ輸出者の独占的な管理下に置かれるものとします。本項に基づく義務を履行するにあたり、データ輸入者は少なくとも付属書IIに指定された技術的及び組織的措置を実施するものとします。データ輸入者は、これらの対策が引き続き適切なレベルのセキュリティを提供していることを確認するために、定期的なチェックを行うものとします。

- (b) データ輸入者は、契約の履行、管理および監視のために厳密に必要な範囲でのみ、個人データへのアクセスを従業員に許可するものとします。データ輸入者は、個人データを処理する権限を与えられた者が、守秘義務を負うことを確約しているか、または適切な法律上の守秘義務を負っていることを保証するものとします。
- (c) 本条項に基づきデータ輸入者が処理した個人データに関し個人データ侵害が発生した場合、データ輸入者は、その悪影響を軽減するための措置を含め、侵害に対処するための適切な措置を講じるものとします。また、データ輸入者は、違反を認識した後、不当に遅延することなくデータ輸出者に通知するものとします。当該通知には、詳細情報を入手できる連絡先の詳細、侵害の性質の説明（可能であれば、関係するデータ対象者および個人データ記録の分類および概数を含む）、起こりうる結果、および適切な場合、起こりうる悪影響を緩和するための措置を含む、侵害に対処するために取られたまたは提案された措置が含まれていなければなりません。すべての情報を同時に提供することが不可能な場合は、最初の通知にはその時点で入手可能な情報を含め、その後、入手可能になった追加情報を不当な遅延なく提供するものとします。
- (d) データ輸入者は、処理の性質およびデータ輸入者が入手できる情報を考慮し、データ輸出者が規則（EU）2016/679 に基づく義務を遵守できるよう、特に管轄監督官庁および影響を受けるデータ対象者に通知できるようにデータ輸出者に協力し、支援するものとします。

8.7 機密データ

人種または民族的出自、政治的意見、宗教的または哲学的信念、または労働組合への加盟を明らかにする個人データ、遺伝データ、または自然人を一意に識別する目的のバイオメトリックデータ、健康または人の性生活もしくは性的指向に関するデータ、または前科および犯罪に関するデータ（以下、「機密データ」）が移転に含まれる場合、データ輸入者は付属書 I.B.に記載されている特定の制限および／または追加の保護措置を適用するものとします。

8.8 オンワードトランスファー

データ輸入者はデータ輸出者からの書面の指示に基づいてのみ、個人データを第三者に開示するものとします。加えて、データは、第三者が適切なモジュールにおいて、本条項に拘束されることに同意しているか、または以下の場合に限り、欧州連合外に所在する第三者（データ輸入者と同じ国または他の第三国、以下「オンワードトランスファー」）に開示することができるものとします。

- (i) オンワードトランスファーが、規則（EU）2016/679 の第 45 条に基づく充分性認定の恩恵を受けている国への移転であること。
- (ii) 第三者が、当該の処理に関し、規則（EU）2016/679 の第 46 条または第 47 条に従い、別の方法で適切な保護措置を確保する。
- (iii) 特定の行政、規制、または司法手続きに関連し、法的要求の確立、行使、または防御のために必要な場合。
- (iv) データ対象者または他の自然人の重要な利益を保護するために、オンワードトランスファーが必要な場合。

いかなるオンワードトランスファーも、データ輸入者が本条項に基づく他のすべての保護措置、特に目的の制限を遵守することが条件となります。

8.9 文書化とコンプライアンス

- (a) データ輸入者は、本条項に基づく処理に関連する、データ輸出者からの問い合わせに迅速かつ適切に対応するものとします。

- (b) 両当事者は、本条項の遵守を証明できるものとします。とりわけ、データ輸入者は、データ輸出者に代わって行われた処理活動に関する適切な文書を保管するものとします。
- (c) データ輸入者は、本条項に定められた義務の遵守の証明のために必要なすべての情報をデータ輸出者に提供し、データ輸出者の要求に応じ、合理的な間隔において、または不遵守の兆候がある場合に、本条項でカバーされる処理活動の監査を許可し、これに貢献するものとします。レビューまたは監査を決定する際、データ輸出者は、データ輸入者が保有する関連証明書を考慮することができます。
- (d) データ輸出者は、自ら監査を行うか、または独立した監査人に委任するかを選択できます。監査には、データ輸入者の施設または物理的設備の検査が含まれることがあり、適切とされる場合には、合理的な通知を行い実施しなければなりません。
- (e) 両当事者は、要求に応じて、監査の結果を含む、(b)および(c)で言及された情報を管轄の監督官庁に提供するものとします。

第9条

サブプロセッサの使用

- (a) データ輸入者は、合意されたリストからサブプロセッサを使用することについて、データ輸出者の一般的な承認を得ています。データ輸入者は、サブプロセッサの追加または交換によるリストの変更の意図を、少なくとも 14 日前に書面でデータ輸出者に明確に通知するものとし、それにより管理者がサブプロセッサの関与に先立って当該変更に関する異議を唱えることができる十分な時間を与えるものとします。データ輸入者はデータ輸出者が異議申し立ての権利の行使に必要な情報をデータ輸出者に提供するものとします。
- (b) データ輸入者がサブプロセッサに(データ輸出者に代わり)特定の処理活動を行わせる場合、データ対象者の第三受益者の権利を含め、本条項に基づいてデータ輸入者を拘束するものと実質的に同じデータ保護義務を規定する書面による契約によって行うものとします。両当事者は、本条項を遵守することにより、データ輸入者が第 8.8 条に基づく義務を果たすことに同意します。データ輸入者は、サブプロセッサが本条項に基づきデータ輸入者が従う義務を遵守することを保証するものとします。
- (c) データ輸入者は、データ輸出者の要求に応じ、このようなサブプロセッサ契約書およびその後の改定のコピーをデータ輸出者に提供するものとします。企業秘密または個人データを含むその他の機密情報保護に必要な範囲内において、データ輸入者は、コピーを共有する前に契約書のテキストを再編集することができます。
- (d) データ輸入者は、データ輸出者に対し、データ輸入者との契約に基づくサブプロセッサの義務の履行につき完全に責任を負うものとします。データ輸入者は、サブプロセッサがその契約に基づく義務を履行しなかった場合、データ輸出者に通知するものとします。
- (e) データ輸入者は、サブプロセッサとの間で第三者受益者条項に合意するものとし、データ輸入者が事実上消滅、法律上存在しなくなる、支払不能になった場合、データ輸出者はサブプロセッサ契約を解除し、サブプロセッサに個人データを消去または返却するよう指示する権利を有するものとします。

第10条

データ対象者の権利

- (a) データ輸入者は、データ対象者から受けた要求を速やかにデータ輸出者に通知するものとします。また、データ輸出者から権限を与えられていない限り、自らその要求に応じてはならないものとします。
- (b) データ輸入者はデータ輸出者に対し、規制(又は規制(EU)2018/1725)に基づくデータ対象者の権利行使の要請に対応する義務をデータ輸出者が果たすことを支援するものとします。これに関連し、両当事者は処理の性質を考慮して、支援が提供されるべき適切な技術的及び組織的措置、並びに必要なとされる支援の範囲及びその程度を付属書 II に定めるものとします。
- (c) データ輸入者は、(a)項および(b)項に基づく義務の履行にあたり、データ輸出者の指示に従うものとします。

第11条

リドレス(是正措置)

- (a) データ輸入業者は、データ対象者に対し、透明性があり容易にアクセスできる形式により、個別の通知またはウェブサイト上で、苦情を処理する権限を有する連絡先を通知するものとします。データ輸入業者はデータ対象者から受け取った苦情に迅速に対応するものとします。
- (b) 本条項の遵守に関しデータ対象者と両当事者の一方との間に紛争が生じた場合、両当事者は、その問題を適時において友好的に解決するために最善の努力を払うものとします。両当事者は、そのような紛争について相互に情報を提供し、必要に応じ、その解決に協力するものとします。
- (c) データ対象者が第3条に従い第3者受益権を行使する場合、データ輸入者はデータ対象者の決定を受け入れるものとします。
 - (i) 居住地もしくは勤務地の加盟国の監督機関、または第13条に基づく管轄の監督機関に苦情を申し立てることができる。
 - (ii) 第18条の意味における管轄裁判所に紛争を付託する。
- (d) 両当事者は、規則(EU)2016/679の第80条(1)に定める条件の下、データ対象者が非営利団体、組織または協会によって代表されることがあることを認めます。
- (e) データ輸入者は、適用されるEUまたは加盟国の法律の下で拘束力のある決定に従うものとします。
- (f) データ輸入者は、データ対象者が行った選択が、適用される法律に従って救済を求める実質的および手続き上の権利を損なうものではないことに同意するものとします。

第12条

責任

- (a) 各当事者は、本条項の違反により他方の当事者に与えた損害について、他方の当事者に対して責任を負うものとします。
- (b) データ輸入者は、データ輸入者またはそのサブプロセッサが本条項に基づく第三者受益者の権利に違反してデータ対象者に与えた物質的または非物質的な損害につき、データ対象者に対して責任を負い、データ対象者は補償を受ける権利を有するものとします。
- (c) 第(b)項にかかわらず、データ輸出者はデータ対象者に対し責任を負い、データ対象者は、データ輸出者またはデータ輸入者(またはそのサブプロセッサ)が本条項に基づく第三者受益者の権利に違反しデータ対象者に与えた物質的または非物質的な損害について補償を受ける権利を有するものとします。これは、データ輸出者の責任、およびデータ輸出者が管理者を代理する処理者である場合には、適用される規則(EU)2016/679または規則(EU)2018/1725に基づく管理者の責任を損なうものではありません。
- (d) 両当事者は、データ輸出者がデータ輸入者(またはそのサブプロセッサ)に起因する損害について第(c)項に基づく責任を負う場合、データ輸入者は、損害に対するデータ輸入者の責任に対応する補償金の一部をデータ輸入者に返還請求する権利を有することに同意します。
- (e) 本条項の違反の結果データ対象者に生じた損害について複数の当事者が責任を負う場合、責任を負う当事者全員が連帯して責任を負うものとし、データ対象者はこれらの当事者のいずれかに対し裁判所に訴訟を提起する権利を有します。
- (f) 両当事者は、一方の当事者が第(e)項に基づいて責任を負うとされた場合、他方の当事者に対し、損害に対する自己/他者の責任に対応する補償金の一部の返還を請求する権利を有することに同意します。
- (g) データ輸入者は、自らの責任の回避のためにサブプロセッサの行為を援用することはできません。

第13条

監督

(a) データ輸出者が EU 加盟国に設立されている場合。付属書 I.C に示されている通り、データ移転に関しデータ輸出者による規則(EU)2016/679 の遵守を確保する責任を有する監督官庁が、管轄監督官庁となります。

データ輸出者が EU 加盟国に設立されていないが、規則(EU)2016/679 の第 3 条(2)に従い規則(EU)2016/679 の適用領域に該当し、規則(EU)2016/679 の第 27 条(1)に従い代表者を任命している場合。規則(EU)2016/679 の第 27 条(1)の意味における代表者が設置されている加盟国の監督官庁が、付属書 I.C に示されている通り、管轄監督官庁となります。

データ輸出者が EU 加盟国に設立されていないが、規則(EU)2016/679 の第 3 条(2)に基づき、規則(EU)2016/679 の第 27 条(2)に従って代表者を任命することなく、規則(EU)2016/679 の適用範囲の領域内に該当する場合。商品またはサービスの提供に関連し本条項に基づき個人データが移転されるデータ対象者、またはその行動が監視されるデータ対象者が所在する、付属書 I.C に示されている監督機関が、管轄監督機関となります。

(b) データ輸入者は本条項の遵守の確保を目的としたいかなる手続きにおいても、管轄の監督当局の管轄に従い、協力することに同意します。とりわけ、データ輸入者は、照会に応じ、監査を受け、是正措置および補償措置を含め、監督当局が採用した措置に従うことに同意します。データ輸入者は、必要な措置が取られたことを監督官庁に書面で確認するものとします。

第 3 部 - 公的機関によるアクセスの場合の現地の法律と義務

第14条

条項の遵守に影響を与える現地の法律および慣行

(a) 両当事者は、データ輸入者による個人データの処理に適用される目的地の第三国の、個人データの開示要件または公的機関によるアクセスを許可する措置を含む法律および慣行が、データ輸入者が本条項に基づく義務を履行することを妨げると考える理由がないことを保証します。これは、法律と慣行は基本的な権利および自由を尊重し、民主主義社会において規則(EU)2016/679 の第 23 条(1)に記載された目的の 1 つを保護するために、必要かつつり合いのとれたものを超えず、本条項と矛盾しないという理解に基づいています。

(b) 両当事者は、(a)項の保証を提供するにあたり、特に以下の要素を十分に考慮したことを宣言します。

(i) 処理チェーンの長さ、関与する関係者の数、使用される伝送チャネルを含む移転の具体的な状況、意図されたオンワードトランスファー、受信者のタイプ、処理の目的、移転された個人データの категорияとフォーマット、移転が発生する経済セクター、移転されたデータの保管場所。

(ii) 公的機関へのデータ開示を要求するもの、または公的機関によるアクセスを許可するものを含む、移転先の第三国の法律および慣行において、移転の特定の状況に照らして関連するもの、および適用される制限と保護措置。

(iii) 移転中および移転先の国での個人データの処理に適用される措置を含め、本条項に基づく保護措置を補完するために実施される、該当する契約上、技術上、または組織上の保護措置。

(c) データ輸入者は、第(b)項に基づく評価を実施するにあたって、データ輸出者に関連情報を提供するために最善の努力を行ったことを保証し、本条項の遵守を確保するためにデータ輸出者との協力を継続することに同意するものとします。

(d) 両当事者は、第(b)項に基づく評価を文書化し、要求に応じ管轄の監督官庁が利用できるようにすることに同意します。

(e) データ輸入者は、本条項に合意した後、契約期間中において、第三国の法律の変更や、第三国の法律の適用が実務上第(a)項の要件に沿っていないことを示す措置(開示要求など)を受けた後など、第(a)項の要

件に沿っていない法律または実務に従うことになったと信じる理由がある場合には、速やかにデータ輸出者に通知することに同意するものとします。

- (f) 第(e)項に基づく通知の後、またはデータ輸出者がデータ輸入者が本条項に基づく義務を果たせなくなったと信じる理由がある場合、データ輸出者は、状況に対処するためにデータ輸出者および/またはデータ輸入者が採用すべき適切な措置(セキュリティおよび機密性を確保するための技術的または組織的な措置等)を速やかに特定するものとします。データ輸出者は、データ移転のための適切な保護措置が確保できないと判断した場合、または管轄監督官庁から指示があった場合、データ移転を中断するものとします。この場合、データ輸出者は、本条項に基づく個人データの処理に関する限り、契約を解除する権利を有するものとします。契約に2つ以上の当事者が関与している場合、データ輸出者は、両当事者が別段の合意をしていない限り、関連する当事者に関してのみ、この解除権を行使することができます。本条項に基づいて契約が解除された場合、第16条(d)および(e)が適用されます。データ輸入者は、以下の場合、データ輸出者および可能であればデータ対象者に速やかに(必要に応じてデータ輸出者の協力を得て)通知することに同意します。

第15条

公的機関によるアクセスの際のデータ輸入者の義務

15.1 通知

- (a) データ輸入者は、以下の場合、データ輸出者および可能であればデータ対象者に速やかに(必要に応じてデータ輸出者の協力を得て)通知することに同意します。
- (i) 移転先の国の法律に基づき、司法当局を含む公的機関から、本条項に従い移転された個人データの開示を求める法的拘束力のある要求を受けた場合、当該通知には、要求された個人データ、要求元の機関、要求の法的根拠、および提供された回答に関する情報が含まれるものとします。または
 - (ii) 目的地の国の法律に従い、本条項に従って移転された個人データに公的機関が直接アクセスしていることに気付いた場合、当該通知には輸入者が入手できるすべての情報が含まれるものとします。
- (b) 移転先の国の法律により、データ輸入者がデータ輸出者および/またはデータ対象者に通知することが禁止されている場合、データ輸入者は、可能な限り多くの情報を早急に通知することを目的とし、禁止事項の免除を得るために最善の努力をすることに同意するものとします。データ輸入者は、データ輸出者の要求に応じて最善の努力を実証できるように、その努力を文書化することに同意します。
- (c) 目的地の国の法律で認められている場合、データ輸入者は契約期間中、定期的に、受け取った要求に関する可能な限りの関連情報(とりわけ、要求の数、要求されたデータの種類、要求元の機関/国、要求に異議を唱えたかどうか、およびその結果など)をデータ輸出者に提供することに同意するものとします。
- (d) データ輸入者は、契約期間中、第(a)項から第(c)項に従った情報を保存し、要求に応じ管轄の監督官庁に提供することに同意します。
- (e) 第(a)項から第(c)項は、第14条(e)項および第16条に基づくデータ輸入者の義務を損なうものではなく、データ輸出者が本条項を遵守できない場合には速やかにデータ輸出者に通知するものとします。

15.2 合法性の見直しおよびデータ最小化

- (a) データ輸入者は、開示要求の合法性、とりわけ要求した公的機関に与えられた権限の範囲内であるかどうかを検討し、慎重に評価した結果において、目的地の国の法律、国際法の下で適用される義務および国際協調の原則に基づき、要求が違法であると考えられる合理的な根拠があると結論づけた場合、要求に異議を唱えることに同意します。データ輸入者は、同じ条件の下で不服申し立ての可能性を追求するものとします。要求に異議を唱える場合、データ輸入者は、権限のある司法当局がその是非を判断するまで、要求の効果を一時的に停止することを目的とした暫定措置を求めるものとします。データ輸入者は、適用される手続き規則に基づいて要求されるまで、要求された個人データを開示してはならないものとします。これらの要件は、第14条(e)に基づくデータ輸入者の義務を損なうものではありません。

- (b) データ輸入者は開示要求に対する法的評価および異議申し立てを文書化し、移転先の国の法律で許容される範囲内で、データ輸出者がその文書を利用できるようにすることに同意します。また、要求に応じて管轄の監督機関にも提供するものとします。
- (c) データ輸入者は、開示要求に回答する際に、要求の合理的な解釈に基づき情報を提供することに同意するものとします。

第4部 - 最終規定

第16条

条項の不履行と解約

- (a) データ輸入者は、理由の如何を問わず、本条項を遵守できない場合において、速やかにデータ輸出者に通知するものとします。
- (b) データ輸入者が本条項に違反した場合、または本条項を遵守することができない場合、データ輸出者は、遵守が再び確保されるか、または契約が終了するまで、データ輸入者への個人データの移転を停止するものとします。これは、第14条(f)を損なうものではありません。
- (c) データ輸出者は、以下の場合、本条項に基づく個人データの処理に関する限りにおいて、契約を解除する権利を有するものとします。
 - (i) データ輸出者が、第(b)項に従ってデータ輸入者への個人データの移転を停止し、合理的な時間内に、いかなる場合においても、停止から1ヶ月以内に、本条項の遵守が回復されない場合。
 - (ii) データ輸入者が本条項に実質的または持続的に違反している場合。
 - (iii) データ輸入者が、本条項に基づく義務に関し管轄裁判所または監督機関の拘束力のある決定に従わない場合。

このような場合、データ輸出者は、管轄の監督機関にそのような非遵守事項を通知するものとします。契約に複数の当事者が関与している場合、データ輸出者は、両当事者が別段の合意をしていない限り、当該当事者に関してのみこの解除権を行使することができます。

- (d) 第(c)項に基づく契約の終了前に移転された個人データは、データ輸出者の選択によって、直ちにデータ輸出者に返還されるか、または完全に削除されるものとします。データのコピーについても同様とします。データ輸入者は、データ輸出者に対してデータの削除を証明するものとします。データが削除または返却されるまで、データ輸入者は本条項の遵守を継続するものとします。データ輸入者に適用される現地の法律が、移転された個人データの返却または削除を禁止している場合、データ輸入者は、これらの条項の遵守を継続し、当該現地の法律で要求される範囲および期間内でのみデータを処理することを保証します。
- (e) いずれの当事者も、(i)欧州委員会が、本条項が適用される個人データの移転を対象とする規則(EU) 2016/679の第45条(3)に基づく決定を採択した場合、または(ii)規則(EU) 2016/679が個人データの移転先の国の法的枠組みの一部となった場合においては、本条項に拘束される合意を取り消すことができるものとします。これは、規則(EU) 2016/679に基づく当該処理に適用される他の義務を損なうものではありません。

第17条

準拠法

本条項は、EU加盟国のうちいずれかの法律に準拠するものとしますが、当該法律が第三者受益権を認めている場合は、その限りではありません。両当事者は、これをアイルランドの法律とすることに合意します。

第18条

フォーラムと管轄権の選択

- (a) 本条項に起因するいかなる紛争も、EU加盟国の裁判所で解決されるものとします。
 - (b) 両当事者は、それがアイルランドの裁判所であることに同意します。
 - (c) また、データ対象者は、データ輸出者および／またはデータ輸入者に対して、その者が常居所を有する、加盟国の裁判所に法的手続きを行うことができます。
 - (d) 両当事者は、当該裁判所の管轄権に自らを委ねることに同意するものとします。
-

付属書 I

A. 当事者のリスト

データ輸出者: [データ輸出者のアイデンティティおよび連絡先、ならびに該当する場合はそのデータ保護責任者および／または欧州連合における代表者の情報および連絡先]。

1.

名前: _____

住所: _____

担当者名: _____

担当者役職: _____

担当者連絡先: _____

本条項に基づいて移転されるデータに関連する活動。Citrix サービス説明に記載されている IT 製品、サービス、およびソリューションを得ること

署名と日付: _____ 日付 _____、202__

役割(管理者／処理者) 管理者

データ輸入者: [データ保護に責任を持つ担当者を含む、データ輸入者の情報および連絡先]

1.

名前: Citrix Systems, Inc. (その関連会社も含む)

住所: 851 West Cypress Road, Ft.Lauderdale, FL 33309

担当者名: Peter Lefkowitz

担当者役職: ヴァイスプレジデント、チーフデジタルリスクオフィサー

担当者連絡先: 電話: +1 954 267 3000; fax: +1 805 690 6471 / e-mail: modelclauses@citrix.com

本条項に基づいて移転されるデータに関連する活動。Citrix Services Description に記載されている IT 製品、サービス、およびソリューションの提供。

署名と日付: _____ 日付 _____、202__

役割(管理者／処理者) 処理者

B. 移転の説明

個人データが移転されるデータ対象者のカテゴリー

DPA の第 5 部をご参照ください。

移転される個人データのカテゴリー

DPA の第 5 部をご参照ください。

移転されたセンシティブなデータ(該当する場合)と、データの性質および関連するリスクを十分に考慮した制限または保護措置(例: 厳格な目的の制限、アクセス制限(専門的なトレーニングを受けたスタッフのみのアクセスを含む)、データへのアクセス記録の保持、移転の制限、または追加のセキュリティ対策など)を適用した場合。

移転される個人データは、データ輸出者により決定され、管理されます。また、政府機関の識別情報、所属する宗教、またはサービスを実行するために処理される必要のあるその他の機密データが含まれる場合があります。

技術的および組織的なセキュリティ対策は、<https://www.citrix.com/buy/licensing/citrix-services-security-exhibit.html> で入手できる Citrix サービスセキュリティ付属文書に記載されています。

移転の頻度(データが単発で移転されるのか、継続的に移転されるのかなど)。

本サービスの遂行に必要とされる継続的な移転。

処理の性質

DPA の第 4 部をご参照ください。

データ移転およびさらなる処理の目的

DPA の第 4 部をご参照ください。

個人データが保持される期間、それが不可能な場合は、その期間を決定するための基準

DPA の第 12 部をご参照ください。

(サブ)プロセッサへの移転の場合、処理の対象、性質、期間も特定します

<https://www.citrix.com/buy/licensing/subprocessor-list.html> をご参照ください。本サービスの遂行に必要とされる継続的な移転。

C. 所轄の監督官庁

第 13 条に基づく管轄監督官庁の特定

データ輸出者が EU 加盟国に設立されている場合。アイルランドの監督機関

データ輸出者が EU 加盟国に設立されていないが、規則(EU) 2016/679 の第 3 条(2)に従い規則(EU) 2016/679 の適用領域に該当し、規則(EU) 2016/679 の第 27 条(1)に従い代表者を任命している場合。アイルランドの監督機関

データ輸出者が EU 加盟国に設立されていないが、規則(EU) 2016/679 の第 3 条(2)に基づき、規則(EU) 2016/679 の第 27 条(2)に従って代表者を任命することなく、規則(EU) 2016/679 の適用範囲の領域内に該当する場合。アイルランドの監督機関

付属書 II

データのセキュリティを確保するための技術的および組織的な対策を含む、技術的および組織的な対策

技術的および組織的なセキュリティ対策は、<https://www.citrix.com/buy/licensing/citrix-services-security-exhibit.html> で入手できる Citrix サービスセキュリティ付属文書に記載されています。